

お客さま 各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

＜新型コロナ＞ 入院給付金等のご請求に伴う取付書類の一部変更について

当社では、本日以降、医療機関、保健所の更なる負担軽減を目的として、医療機関や保健所が発行する療養証明書を必要としない入院給付金等の請求受付を開始します。

現在、当社では、医師の診断を前提とした公的機関の指示において、医療機関への入院に代えて、医療機関以外の施設や自宅等で療養をした場合、その事実（事情・期間）を証明する書類のご提出をお願いしています（以下、【表1】ご参照）。

【表1】 医療機関以外の施設や自宅等で療養の場合

保健所・自治体など 公的機関より発行される 書類の例	・ My HER-SYS 画面の療養証明書 ・ <u>保健所等が発行する療養証明書</u> ・ 医療機関発行のPCR検査・抗原検査結果 ・ 就業制限通知書、就業制限解除通知書 ・ 自主療養証明書（※1） など
----------------------------------	--

上記の運営を、本日以降、以下のとおりに改め、即日実施いたします（以下、【表2】ご参照）。

【表2】 医療機関以外の施設や自宅等で療養の場合

保健所・自治体など 公的機関より発行される 書類の例	・ My HER-SYS 画面の療養証明書 ・ 医療機関発行のPCR検査・抗原検査結果 ・ <u>公的機関発行の通知書等（就業制限通知書、自主療養証明書など）（※1）</u> ・ <u>診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）</u> ・ <u>PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（※市販の検査キットは除く）</u> など
----------------------------------	---

ただし、すでに「療養証明書」を取得済である場合は、これまでどおり証明書類としてご利用いただけますので、ご安心ください。

（※1）神奈川県および兵庫県（神戸市を除く）の自主療養制度に該当する場合は、各県から「自主療養証明書」が発行された場合に限り「みなし入院」の対象とします（変更なし）。

以 上